

『選択要決』 撰者弁証

問題の所在

『選択要決』一卷（以下、『要決』と略す）なる仏典が今に伝わっている。浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）が世を去ってから第廿五年、一部遺弟が先師の遺著『選択本願念仏集』一卷（以下、『選択集』と略す）に難を加えるようになったため、同門としてその難破十種を決したものだといふ。撰号はないが、長らく勢観房源智（寿永二年〔1183〕～暦仁元年〔1238〕）の作だとされてきた。

このように『要決』が嘉禎二年（1236）成立の源智著書だとすると、本書には少なくとも三つの意義があることになる。第一に、寡作であった源智最晩年の思想を探り得る。第二に、当時『選択集』を難破していたという遺弟たちの名はすべて伏せられているものの、源空没後の初期浄土宗における諍論を探り得る。そして第三に、本書には源空の行状についての記事が散見されるため、源空伝の形成史を探り得る。実に貴重有益な史料だと言つてよい。

だが近年の研究で、本書が用いられることは稀である。その理由は少なくとも二つある。第一に、研究にそのまま用い得るような定本が存在していない。本書は撰者の自筆本が現存していないだけでなく、入手閲覧の容易な浄土宗全書本などは後述するように非常に問題がある。第二に、撰者は源智でないとする非撰説も存在する。殊に広川堯敏は、撰者が源智でないだけでなく、撰述時期も嘉禎二年から遙か後だとする説を提唱している。

筆者はこれまで幾つかの論文で、本書を源智が嘉禎二年に撰述したものとして用い、広川などの非撰説への反証を怠つてきた。そこで本稿では、やや遅き

に失したかも知れないが、『要決』源智非撰説が成立せず、同書を嘉禎二年の源智著書とすべきことなどを論証したい。

第一項 『要決』と源智撰説

まず本項では、『要決』の伝来などについて整理する。同書は『長西録』と覚明房長西『浄土依憑経論章疏目錄』（文永三年〔1266〕以前成立）などの古い書目に載つておらず、源智にそのような著作があつたとする古い文献も伝わっていない。

事が動いたのは、江戸中期においてである。真宗大谷派の恵空は元禄九年（1696）四月廿五日に『選択集叢林記』八卷（以下、『叢林記』と略す）を脱稿した後、書末に斯く追記した。

『選択集要決』ト題セル一卷（十五紙）有り。『林記』功畢リテ後、同年八月得之。其本甚古体也（知恩院二有二本、有信寂房之序）云々。三、四百年モ経タル紙墨トミユ。雖未聞作者名（或ハ云、「源智作也」）、黒谷滅後四十年ノ比ノ記ナリト文中ニ見ユ。文章亦良、鎮家ノ所記也。カノ書ヲ抜取テ可レ論事多シ。後学為之。 （五五一頁）

元禄九年八月、撰号のない『選択集要決』一卷十五紙を得た。その紙墨は甚だ古体で、三、四百年も昔のものに見えた。後学はこの書を活用せよ、と。なお、『黒谷滅後四十年ノ比ノ記ナリ』云々は、『要決』第十決にある、『選択集』撰述の建久九年（1198）から四十年に垂んとしているという文を誤読したものである。そして、今日伝存の同書諸本はすべてこの恵空発見の古体本から派生したものらしい。

森 新之介

恵空の追記に割註で引用されている「知恩院二有^二一本、有^二信寂房之序^一」「源智作也」という説は、浄土宗鎮西派の義山良照のものである。夙に指摘されているように、『要決』源智撰説の首唱者は義山であるらしい。後述する養樂寺本『要決』の恵空本奥書に次の如くある。

元禄第九^丙稔秋九月、令^レ書写之、校合^二返畢。但所^レ写本古、壞虫侵^レ字失^レ半者多矣。能写之此本、若有^二誤処^一歟。後見^レ之人、思^レ之。 恵空子

今此所^レ写ノ本甚タ古シ。義山良照是ヲ所望ノ間、銀子五兩ヲ以テカノ古本ヲ望^レ得テ、義公ニ達ス。義公其本ヲ以テ写シテ板興セシム。仍此本ハ板前ノ実写也。義山云、「コノ作者ハ勢観房ナルヘシ」ト。

元禄九年九月に本書を書写させ、二度校合した。ただし原本は甚だ古かったため、多くの字が紙魚により半ば失われていた。義山が原本を銀子五兩で望んでこれを得、後に写して版行させた。義山は、この作者は源智だろうと言っていた、と。また、中阿円智が纂述し義山が重修した「円光大師行状画図翼賛」（元禄十六年義山序。以下、『画図翼賛』と略す）は、巻第五十八伝本第四十五「勢観房源智」条に「撰^二『選択要決』。今在^二知恩院宝藏^一」とある。なお、義山が『要決』作者を源智とした理由などについては第四項で推論する。

右の如く、恵空は本奥書で義山が『要決』を版行させたと述べた。しかし、最初の版本である享保版（五年「1720」刊記、六年他序）は義山が享保二年に没した後、遺弟の単阿祖巖が刊行したものである。祖巖は享保版の「選択要決序」（六年七月廿五日付）に斯く記す。

有^二勢観源智上人。〔…〕揮^レ毫鬪^レ邪廓如也。〔…〕先師曾獲^二斯書^一、有^レ意^二于梓行^一焉。予頃曝^レ書之次、偶爾披^レ卷。視^レ物記得、不^レ覺^レ然。因校^二正魚魯^一、授^二劄副氏^一。以^レ繼^二其志^一、稍擬^二報恩^一云。

源智は筆を揮い邪を斥けた。先師義山は嘗て本書を得、刊行の意があったものの果たさなかつた。この頃、曝書の時に偶然これを見出した自分は、継志報恩のため誤字を正して刻工に委ねることにした、と。同版は明治時代の浄土宗全書でも底本に用いられた。

ただしこの享保版は、写本と比較すると、田中智肇が指摘したように「全篇を通じて多く字句の改廃に止まり、意味を変更せる所は余り見当らない」ものの「改竄添削実に甚だし」⁽³⁾。しかも内題「選択要決」の下に「沙門源智述」

五字を加えている。当時は撰号のない写本の存在が殆んど知られていなかったため、『画図翼賛』と享保版『要決』によって義山の『要決』源智撰説もまた浄土宗内外に流布した。

第二項 信寂撰説と『要文』

養樂寺本『要決』の奥書によれば、江戸後期の文化十年（1813）、真宗大谷派の万徳寺了祥が恵空旧住の西福寺にあった同書写本を了明雪光に書写させた。そして、自著『選択集昨非鈔』五卷（文政十三年「1830」自序。以下、『昨非鈔』と略す）で、『選択集』の撰述年や執筆者を考証するため「勢観ノ『要決』（二〇四頁など）を大いに用いた。同派の先学である恵空を「空公」と敬称する了祥は、その「カノ書ヲ抜取テ可^レ論事多シ。後学為^レ之」（前引）という遺訓を實踐したと言い得る。

ただし了祥は、『昨非鈔』巻第二の冠註で「選択要決」ノ事、コノ鈔ノ後ニ考テ信寂トスル事、『要決』ノ袖書ノ如シ」（二〇一頁）とした。やはり夙に指摘されているように、『要決』信寂撰説の首唱者は了祥であるらしい。

そもそも前項で見た如く、恵空は『叢林記』追記で『要決』について「知恩院二有^二一本、有^二信寂房之序^一」という説を伝えていた。また、義山は『画図翼賛』巻第五十七伝本第六「播磨信寂房」条で、信寂について「修^二飾『選択要決』（源智上人作）、正^二門徒紕繆^一」としていた。

この朝日山信寂（未詳、寛元二年「1244」）は源智と同じく源空面授の弟子であり、播磨義と称されるほどに門流が播州で栄えたものの後に絶えたため、その思想や事跡は多く伝わっていない。⁽⁴⁾舜昌『四十八卷伝』こと『法然上人行状絵図』巻第四十三（正和二年「1313」）〜正中元年「24」成立）は、「このひじり、法門の大綱『選択集』を本として、かの義にたがへる事一言も申されざりけり」（三六九頁）とする。また、望西楼了恵の『新扶選択報恩集』上巻（元亨二年「1322」成立）と『扶選択正輪通義』（同年以後成立）によれば、嘗て華嚴宗の明慧房高弁が『選択集』への破文『摧邪輪』こと「於一向専修宗選択集中摧邪輪」三卷（建暦二年「1212」成立）と『摧邪輪莊嚴記』一卷（翌三年成立）を作ると、信寂は『慧命義』一卷（成立時期未詳、亡佚）を撰述して源空『選択集』と高弁『摧邪輪』を会通し、念仏の命脈を保ったといふ。⁽⁵⁾

了祥が袖書で信寂撰説を詳述したという所持本『要決』は亡佚したが、その袖書を転写したものらしき「了祥師考」⁶が養樂寺本『要決』に合綴されており、そこには了祥後年の『要決』信寂撰説の根拠が五つ挙げられている。第一に、信寂が『選択集』を本として違わず、高弁の難破の非を『慧命義』で明らかにしたらしいから、同門の難破を決する『要決』を撰述したとしても不自然でない。第二に、『要決』第十決に『選択集』広略二本の由来説明があり、これとほぼ同じ文が源空遺弟である聖光房弁長の弟子である念阿良忠の『選択伝弘決疑鈔』巻第五（建治二年「1276」前後成立か。以下、『決疑鈔』と略す）に「有遺弟云」⁸として引用されており（三四七頁）、そして了誉聖岡『決疑鈔直牒』巻第十（応永三年「1396」成立。以下、『直牒』と略す）が「有遺弟」者、信寂房也（六一五頁）と註釈している。第三に、信寂『慧命義』佚文と『要決』は義勢が共通する。第四に、『要決』は嘉禎二年の成立であり信寂が没したのはその七年後だから撰者となり得る。そして第五に、義山も『画図翼賛』で信寂の修飾した『要決』が知恩院にあるとしていた。

石井教道の言う如く、「この説を恰も確定説の如く更に敷衍したのが其門葉の法住であり、神興もまたその説をうけてゐる」⁹。守綱寺法住は『選択本願念仏集慶応乙丑記』上巻（元治二年「1865」講説）で「播州朝日山信寂坊の書かれたる『選択要決』（五六頁）とし、憶念寺神興（文化十一年「1814」）明治廿年「87」は了祥本『要決』の転写本奥書で「此書者、吉水門室播州朝日山信寂房真撰也」と断言した。ただし、やはり石井の言う如く、信寂撰説は「法住、神興等が決定的なものといふほど確実な材料があつての事ではない」¹⁰。同門の石川了因は明治卅四年（1901）、入手した享保版『要決』（大谷大学図書館現蔵、請求記号「宗大四六七六」）の見返に朱筆で「古写本无撰号」矣。「…」古来、或云「朝日山真南作」¹¹、又云「勢観房源智作」¹²。其撰者不分明」と両説併記した。

『要決』信寂撰説は後に浄土宗でも唱えられるようになる。六年後の四十年、不背道人こと浅井法順は、良忠弟子で鎌倉光明寺二世の良曉（建長三年「1251」）嘉暦三年「1328」のものとする花押がある同寺蔵『決疑鈔』に「出信寂房『要決』」という傍註があり、また前述の如く聖岡『直牒』に「有遺弟」者、信寂房也」とあることを根拠に、「良曉聖岡の二師は（記主禪師〔良忠〕引用

者註）も然らん（此書を以て勢観房と同門下たる朝日山信寂上人の作となすなり私に案するに此説古にして真に近き歟」と推論した¹¹）。この浅井説については同年、松庵こと松井（後の今岡）達音が、同寺蔵『決疑鈔』について

鎌倉檀林は、観誉上人（祐崇（応永卅三年「1426」）永正六年「1509」）、同寺第八世（引用者註）以前の宝器は、多く焼燼して保留すへからざる筈で。「…」大に疑はしい。「…」寧ろ観誉上人以後の疑筆であると云ふた方が史実に契ふて居ると思ふ。若し果して観誉上人以後の擬筆とせば、其書き添へての根拠は直牒であるかも知れぬ。

などと反論し、旧来の『要決』源智撰説を支持した¹²。ただし、光明寺蔵『決疑鈔』後人偽筆説以外の松井説は浅井の言う如く「軽忽」であり、松井本人も「誤解、御門違ひ」があつたと認めざるを得ないものであつた¹⁴。

そもそも真宗大谷派の恵空『叢林記』と了祥『昨非鈔』は、後の大正時代の正統真宗全書によって初めて刊行されたらしいため、浄土宗の浅井と松井は当時これらを読み得ていなかったであろう。知恩院にあつたという『要決』は当時すでに亡佚していたらしく、改竄刊行されていない写本が伝存していることも知らなかつたと考えられる。そして、二人の論争は週刊の逐次刊行物で展開されたこともあり、以後の研究史に継承されなかつた。

廿六年後の昭和八年（1933）十一月、浄土宗の田中智肇は「此書者、吉水門室播州朝日山信寂房真撰也」（前引）とする神興本『要決』の自写本を全文翻刻するとともに、同宗の了蓮寺文雄『蓮門類聚経籍録』（以下、『経籍録』と略す）などに着目して神興の信寂撰説を支持した¹⁵。田中は、『経籍録』下巻に

『選択集要決』一卷 勢観房源智上人
とあるだけでなく、それと別に

『慧命義』一卷 信寂
『選択要文』一卷 同

ともあることを指摘した。そして、「決の古体を草書にせる場合と、文の草体とは、間違易ければ、信寂の選択要文は、恐らく選択要決の写誤であらうと考へらるるのである」と推論した¹⁶。

だが『経籍録』は、闡教音「蓮門経籍録序」（文久二年「1862」付）によれば、文雄が寛保年間（1741～44）に一卷本を編んだ後、黒谷金戒光明寺

の祐誉天従に重補付評されて二巻本となり、これら二本が古経堂（後の養鷗）徹底に取捨増補されたという。田中は明らかに徹底本（文久二年他序凡例）かそれ以後の新しい『経籍録』を用いており、三年後の昭和十一年に三田全信が批判した如く、より古い書目を用いれば田中説は成立しなくなる。

鸞宿『選択集文前綱義』（享保七年「1722」自跋。以下、『文前綱義』と略す）の付録「鈔解総目」は、「破答」部に斯く載せる。

○『慧命義』一卷（播州朝日山信寂。破『摧邪輪』一也）○『同要文』三卷（同上）○『頭選択』一卷（長楽寺隆寛律師。破『答』『彈選択』一ナリ）○『同要決』一卷（勢観房源智上人。破『答門人謗難』）

これによれば、信寂の『要文』とは『選択要文』でなく、『慧命義要文』であり、しかも一巻でなく三巻であつて、その後載せられた源智『選択要決』一巻とは完全な別書である。信寂に『慧命義』一巻だけでなく関連別書三巻があつたとする説はこれ以前に見えないものの、信寂に『要文』なる著書があつたとする説もまたこれ以前に見えないため、信寂『要文』三巻を同『選択要文』一巻とする後世の書目は信憑し難い。

三田は所依書目の問題以外でも田中説を批判し、また大正六年（1917）に紹介されていた新出の醍醐寺三宝院蔵『法然上人伝記』（以下、『醍醐本』と称す）との比較などによつて、「余は選択要決を古来学者の説の如く、源智上人の述作として考ふなり」と評した。

ここまでの研究史を通観すると、昭和八年に田中が神興本『要決』の自写本の全文翻刻を公表し、その撰者が決して自明でないと問題提起したことは重要であつた。しかし田中の書写翻刻した神興本には不審もあり、三田が「今幸に写本は刊本より古体を存して、比較的良本とすとも既に異流者の手によつて眼目とす可き箇所が改変されある以上他は推して知る可く、直ちには信を置き難し」として軽信しなかつたことにも一理あつた。また、江戸中期以来の版本とそれを底本とした明治四十年（1907）刊行の浄土宗全書本などによつて源智撰説が普及しており、しかも神興本が焼失していた。そのためもあるうか、同書写本と撰者問題、殊に前者への関心はさほど高まらなかつた。

田中論文と同じ八年十一月に刊行された小野玄妙編『仏書解説大辞典』第六卷（大東出版社）で、森本真順が源智非撰説や写本に言及していないことは、単

純に時すでに遅かつたためとして理解できる。だが、翌九年五月に刊行された浄土宗典刊行会編『浄土宗全書解題』（浄土宗典刊行会）の「選択要決」項で、今岡達音が浅井などの非撰説に言及していないことは理解し難い。

六年後の十五年、望月信亨は『浄土教概論』（弘文堂書房）で「信寂選択要決」（二〇〇一頁）としており、田中の信寂撰説を採用したらしい。また、五年後の廿年に石井が大著『選択集の研究註疏篇』（誠文堂新光社）で恵空『叢林記』や了祥『昨非鈔』、養楽寺本『要決』などの真宗文献も涉獵して、信寂撰説に傾いたことが特筆される。だが、それでも養楽寺本など写本研究への関心を惹起するには至らなかつた。撰者問題についての議論も、五十一年に浄土宗大辞典編纂委員会編『浄土宗大辞典』第二卷（浄土宗大辞典刊行会）が『選択集の末書』項で、『要決』について旧来の源智撰説を維持しつつ田中や石井の信寂撰説も併記し、五十九年に深貝慈孝が三田の源智撰説を発展させた（後述）ものの、それ以上は深まらなかつた。

第三項 広川説の意義と問題

後述を予告して論及しなかつた事実や問題は幾つかあるものの、広川堯敏の研究成果が公表されるまでの『要決』研究史は概ね以上のようなものであつた。そして広川は、聖徳寺本を発見紹介し養楽寺本を翻刻公表するなどの写本研究を大いに進めるとともに、その撰者問題について一連の重要かつ斬新な学説を提唱していく。

広川説によれば、『要決』撰者は源空遺弟を自称しながら遺弟である源智や信寂でなく、「三祖良忠の門流にたらなる鎮西系の僧」であり、またその成立時期は「法然滅後二十五年ではなくて」、源空遺弟の善慧房証空の門流である鶴木行観が弘安十年（1287）か翌正応元年に『選択本願念仏集秘鈔』（以下、『秘鈔』と略す）を著わした後、すなわち源空没後七十五年以上だという。また、そのような『要決』が撰述された理由は、鎮西流の良忠門流が当時、西山流の行観などに対抗しようとしていたからだという。広川は「偽撰」や「偽作」、「偽書」などの語を用いていないようであるが、その説は鎮徒偽撰説と称してよいであろう。

そもそも『要決』の決撰する十難の幾つかが証空の西山義であるらしいこと

は、夙に了祥などによって繰り返し指摘されてきた。⁽²⁴⁾ 広川は、同書は弁長著書と七つの「一致」を、また良忠教学と五つの「思想的な共通点」をそれぞれ指摘でき、そして同書には行観『秘鈔』を読んで書かれたらしい記事があるとする。⁽²⁵⁾ この広川説への批判は見出し難く、平成廿八年(2016)刊行の浄土宗大辞典(編纂実行委員会編『新纂浄土宗大辞典』(浄土宗)で広川が執筆した「選択要決」項でも展開されているが、従い得ない。以下、一々挙げて一々決する。⁽²⁶⁾

まず、広川の挙げた『要決』と弁長著書との「一致」なるもの七つは、すべて似て非なるものか偶然の一致であろう。第一に、『要決』序は一部の源空遺弟が『選択集』を「難」じていることを問題とし、弁長『徹選択本願念仏集』上巻(嘉禎三年「1237」成立。以下、『徹選択』と略す)は一部の源空遺弟が『選択集』を「抛」っていることを問題とする(九六〜七頁)。抛つとは捨てて顧みないことであり、難ずると似て非である。また何れにせよ、『選択集』に背いた一部遺弟を弾指する遺弟が弁長以外にもいたということは十分に有り得る。⁽²⁷⁾

第二に、『要決』第三難によれば「此集唯為淺機、且述淺義」とする難者がいたといい、弁長『徹選択』下巻によれば「称名是淺」とする難者がいたという(一〇五頁)。「選択集」と称名行は大きく異なる。

第三に、『要決』第三決は「文」を守れ、「先師之遺言」を守れとし、弁長『末代念仏授手印』(安貞二年「1228」成立。以下、『授手印』と略す)は「現文之義」を捨てるな、「無文之義」を言うなどとしている(一一頁)。しかし弁長は、直前で「法然上人之義」に違ふなど述べているものの、ここで所謂「現文」とは源空遺著でなく「善導御釈」である。

第四に、『要決』第四決に「乃至滅後、重其恩、恐如三尺尊」とあり、弁長『念仏三心要集』(寛喜三年「1231」〜嘉禎四年「38」成立)に同『授手印』から引用して「弟子弁阿為三法然上人以三大師積尊仰奉矣」(三九二頁)とある。しかし、『要決』第四決は源空が専修念仏を天下に化導したからその恩を重んじ、弁長は源空が善導釈義を勘出したから仰ぎ奉っており、似て非である。⁽²⁸⁾

第五に、『要決』第六條が「此集且明三起行分際、未謂安心法門」という難破を決し、弁長『念仏名義集』下巻(寛喜三年「1231」〜嘉禎四年「38」成立)などもまた同趣の異義を弾指しており、これらの難破異義はともに成覚

房幸西のものであろう。しかし、幸西は源空遺弟でありながら背師自立したと言つてよく、それを『要決』撰者と弁長が同じように弾指したことは異とするに足らない。

第六に、広川によれば「『要決』…引用者註 第七難の文と聖光の『西宗要』証空の『自筆鈔』とを対照して示すと、(…)ほぼ一致する」、「第七難の難者と『西宗要』の難者とはともに証空を指していることは明白である」という。

筆者は西山義への理解が狭く浅いため、広川所引の三文を比較しても同異を判断できない。しかし何れにせよ、明らかな同文関係は見られず、右の第五と同じく『要決』第七決と弁長『西宗要』こと『浄土宗要集』(嘉禎三年「1237」成立)がともに西山義を弾指したとしても、それは偶然の一致だとも考えられる。

そして第七に、『要決』第九決は往生極楽の得否が「臨終之正念」によらんとする説を破し、弁長『念仏名義集』下巻は念仏三種行儀について「第三臨終行儀ト申スハ一期ノ大事是ニ無過也」云々としている(三八〇頁)。しかし臨終について、前者は正念を重んじ後者は行儀を重んじているため、似て非である。⁽²⁹⁾

次に、広川の挙げた『要決』と良忠教学の「思想的な共通点」なるもの五つは、すべて似て非なるものか偶然の一致か、または良忠が同書を読んでいたことによるものであろう。⁽³⁰⁾ 第一に、『要決』第九決に「先師在生之化儀者、敢不違此集之義勢」とあり、広川はこの「義勢」が「良忠の著作に頻出する」という。しかし、「義勢」は『要決』で頻出せず、この一例だけである。なお、それと同義らしき「義分」は第十決に二例ある。

第二に、『要決』第一条に
「此集非先師作、弟子所造」云云。(…)凡以三師範口筆留弟子手跡、此世常習也。何必弟子造。

とあり、良忠『選択疑問答』(建治三年「1277」成立。以下、『疑問答』と略す)に

疑問云、「有人云、「上人御病中真觀房撰之問、上人雖有一見、不及再治。故文相不審也(取意)」。〔…〕病中者何時哉、指製作時歟。若爾、其後上人在世十五年也。若未再治、故有非義者、何不研窮之矣。」

(六一五〜六頁)

とある。これら二者はともに源空『選択集』を擁護しているが、似て非である。前者は、『選択集』は源空が口述して弟子に執筆させたものであり、そのようにして書を作ることは世間の常習だから、同書はあくまで源空の書であり弟子の書でない、とする。後者は、『選択集』は源空の病中に弟子が作ったものであり、源空は一読したものの修正に及ばなかったから文相に不審がある、という説について毘沙門堂阿弥から問われ、源空は同書の撰述後十五年まで存命だったから、同書に未修正の非義は有り得ない、と答える。

第三、第四に、広川は『要決』第七、第十決と良忠『東宗要』こと『浄土宗要集』巻第三第十四条、巻第一第七条（弘安五年「1282」）九年「86」成立）から文を引き、それぞれ「きわめてよく対応している」「よく対応する」とする。この対応は偶然の近似に見えなくもないが、一方を読んで他方が書かれたものとも考えられる。しかし、たとえ後者であっても広川所引の二対四文からではその先後関係を判断し難い。

この先後関係を説明するためにも着目すべきは、「思想的な共通点」なるものの第五である。前項で言及したように、当時存在した『選択集』の広略二本を『要決』第十決は問答体でこう説明する。

問、「於流布本、有広略異。其相違有何故」。答、「略者、即是高覧本也。然執筆弟子為初心学者、後加名目。問、就異本、其意別耶」。答、「雖無幾別、非無少異。所詮不可如高覧本」。

略本は九条兼実の高覧に供したもので、広本は執筆の弟子が初心学者のために名目を加えたものだ。二本は大同小異だが、所詮は高覧本が善本だ、と。そして良忠『決疑鈔』巻第五にこうある。

『選択集』本有広略、略則高覧本。有遺弟云、「広本者、執筆人為初心者、後加名目。自有少異、不_レ如高覧本」云云。（二部前掲、三四七頁）

『選択集』には広略二本があり、略本は兼実の高覧に供したものだ。ある遺弟によれば、広本は執筆の人が初心者のために名目を加えたもので、小異があり高覧本が善本だという、と。これら二文には明らかな同文関係がある。

そして注意すべきは、良忠が『選択集』広略二本の略本が善本だとする説を引きながら、広川の指摘する如く諸書で「自らの鎮西義を展開する文証としてしばしば広本を引用している」ことである。しかも広略二本について、『要決』

は「不_レ可_レ如高覧本」とし、良忠『決疑鈔』は「不_レ如高覧本」として、ともに高覧本すなわち略本を善本とするものの、前者は「可」字があつて略本を用いるべきことをより強調している。広本も多用していた良忠の門流が、「不_レ可_レ如高覧本」とする『要決』を偽作したとは考え難い。

右の如く、良忠は広略二本の由来などを「有遺弟」の説として述べ、その遺弟の名を示さなかった。これは名を知っていながら明かすことを憚ったのではなく、出典である『要決』に撰号がなかったため、誰の説かを知り得なかったであろう。

なお、広川が『要決』の成立時期を行観『秘鈔』以後とした根拠は『要決』第十決にある。同決は、ある遺弟が『選択集』は上人の命により自分が要文を集めたものだ主張していたらしいことについて、その遺弟は四十年近く前の建久九年当時、年齢も才芸もなかったためそのようなことは考えられないと述べる。この遺弟は明らかに証空を指している。そして伝存史料において、証空が『選択集』執筆に関与したとする主張の初見は行観『秘鈔』であるため、広川はそれ以後に『要決』が撰述されたとする。

だが、この広川説が成立するためには、証空の『選択集』撰述への関与が虚説か秘説の何れか、またはその両方でなければならない。すなわち、もし証空の撰述関与が他流でも知り得るような主張であれば、しかももしそれがただの主張でなく事実であれば、『要決』の成立時期を行観『秘鈔』以後とすべき理由がなくなる。

廬山寺蔵の草稿本『選択集』の本文には三人の筆跡があり、上田良準はその三筆の第三を証空の真跡と特定した³²。建久九年当時に廿二歳であった証空が源空の『選択集』撰述で大いに貢献したとは考えられないが、これをやや誇張すれば『要決』所引のある遺弟による「此集是当初依上人命、我集要文」という主張が成立する。

伝存史料によれば、山門が『選択集』を邪書とし在々所々の本を焼くべしとまで奏聞したのは、源空没後十五年の嘉禄三年（1227）が最初である。それ以前にも同書への破文を作る者はいたが、執筆したことを隠さねばならないような状況にはなっていなかったと考えられる。そのため、『選択集』撰述での執筆を嘗て証空かその門弟が誇っており、そのことを嘉禎二年に『要決』が

弾指したということは十分に有り得る。

筆者が広川説を知った当初から懐いてきた不審で最大のものは、仮に良忠門流が証空門流などに對抗するため『要決』を偽作したとすれば、広川の強調する如く同書に撰号がないのは何故か、ということである。偽書は通常、信を得るため偉人の名を騙って誇示するものである。もし本文を偽作したのであれば、撰号も偽作すればよい。撰者を源智か信寂、流祖弁長³³などと偽称してもよく、また成立したという時期を源空没後第廿五年でなく第十五年などに設定し、当時存命であり源空遺弟として著名であった法蓮房信空か長樂寺隆寛、安居院聖覚などの秘書だと偽称してもよかつた。そのようなことをせずに撰号のない『要決』を偽作したとすれば、余りに不審である。

また、仮に紙墨を費やして偽作したのであれば、当然これを活用すべきである。しかし、良忠門流で『要決』の名を出したりその文を引いたりした事例が伝存史料で確認できず、これも不審である。

以上のことから、広川の鎮徒偽撰説は成立し得ないと考えられる。

第四項 源智撰説と信寂本

「問題の所在」で述べた如く、筆者は『要決』を源智が嘉禎二年に著わしたものだと考えている。本項では旧来の源智撰説を整理補強するとともに、信寂との関係についても考察する。

第一項で述べた如く、江戸中期に「コノ作者ハ勢観房ナルヘシ」と首唱したのは浄土宗鎮西流の義山である。鎮西流は鎌倉後期に源智門流と合流し、流祖弁長とともに源智もまた崇重するようになった。そのため「了祥師考」は、義山による『要決』源智撰説の提唱を「自流ヲカサル心ナルヘシ」と批判した。義山にそのような私心があつたことは大いに考えられるが、それだけではなかつたであろう。

義山の推測を筆者が推測するに、源智撰説の根拠は「勢観上人記」という撰号のある「浄土宗見聞」（『拾遺漢語燈録』）と『要決』が複数箇所共通することにあつたらう。後の大正時代に「浄土宗見聞」よりも古態を留めた『醍醐本』第一篇「一期物語」が発見され、そこには「見聞出勢観房」とあるが、何れにせよこれらが源智と深く関連するものであることは動かない。

煩を避けて引用しないが、三田と深貝がすでに指摘したように、「二期物語」と『要決』は数箇所文章と内容がほぼ一致する³⁴。ただし「一期物語」第八条（二三ウ）と『要決』第十決、そして「一期物語」第廿一条（二二オ）と『要決』第八決のような一致だけでは、源智見聞を読んだ別人が『要決』を著わしたという書承関係も有り得るため、同書源智撰説の根拠として十分でない。

卑見によれば、最も重要な共通箇所は次のものである。「一期物語」第廿条に

或時云、「汝有『選撰集』云文『知否』。」「不知」之由。「此文我作文也。汝可_レ見_レ之。」「我存生之間、不_レ可_レ流布」之由、禁_レ之。故人々秘_レ之。依_レ之_レ以_レ成覚房本_二写_レ之。

とあり、『要決』第一決に

先師在生之昔、「此書是我所造。予存命之間、努力莫_レ流布」云云。仏子面_二受_レ嚴命_一、于_レ今無_レ忘_一。

とある。自分は嘗て上人から『選撰集』は我が著作だと教えられ、その生前公開を禁じられた、と。そもそも『選撰集』末尾には所謂埋壁の誠があり、また隆寛と弁長も自分は同書の生前公開を禁じられたとそれぞれ主張した³⁵。だが、源空から如何なる言で禁じられたかという説明は、諸弟によつて区々である。

『要決』第一決とこれほど文章が一致する伝存史料は源智見聞以外になく、『要決』撰者は源智だと考えざるを得ない。

なお、「了祥師考」は次の如く述べて『要決』撰者候補の第三として湛空を挙げていた。

文ニ「尊体隱、遺跡娥」ノ言アリ。又没後「五々星霜」ト。爾ルニ建曆二ヨリ嘉禎二ニ至ル廿五年ニシテ、コノ年ヨリ四年前ニ尊院ニ塔ヲタツ。大谷ニ歸スルハ曆仁元年ニシテ三年後ナリ。サレハ廿五年ノコロハニ尊院ナレハ、今書若ハ正信カ。

『要決』第九決は源空の遺跡に言及しており、撰者はその遺跡に深い縁があつたかのようだ。同書の成立した嘉禎二年（1236）当時、後に知恩院となる大谷は未だ再興されておらず、遺跡とは嵯峨二尊院の塔を指しているだろう。だから、『要決』撰者はその塔を立てた湛空かも知れない、と。

だが、この「大谷ニ歸スルハ曆仁元年ニシテ三年後ナリ」はただの誤認であ

ろう。初期知恩院史については伝存史料が乏しく明らかでないが、伝存最古の寺伝である『総本山知恩院旧記採要録』（元禄三年「1690」前後成立）などは源智が、暦仁元年（1238）でなく文暦元年（1234）に再興したとしている。『要決』成立当時の源空遺跡とは嵯峨でなく大谷であろう。

『要決』同決には、「了祥師考」が一部引用したように「尊体隠、遺跡娥^娥、古言止、筆点芳」とある。今日、源空の遺体は隠されているがその遺跡は頭らかで、自分たちは源空の肉声を聞き得なくなったが遺著を読み得る、と。これは『要決』撰者の源智が、二年前に自分の再興した大谷遺跡の意義を強調したものと見得る³⁶。

『要決』には「二期物語」第一条と同文関係にある箇所も複数ある。卑見によれば、「二期物語」前三条は本来「法然上人伝記付一期物語」であり、しかもその本来伝記であった箇所が源空の法語らしく改変され、文章も増補されて伝存の第一条になったようである³⁷。そのため、源空行状についての「二期物語」第一条と『要決』の同文関係は、両者が同一人物に由来するからでなく、源空行状についてよく知り得なかつた源智が「二期物語」第一条を参照したことによるものであろう。

『要決』第十決は次の問答を設けている。

問、「処々引『往生要集』文。此集意、可同彼耶」。答、先師物語云、「……」
芳「楞嚴先徳之跡、探『往生要集』之趣。念仏為正、諸行為傍。位雖該上下、正為凡下類。但凡下行相、引道紳善導尺。所引專雜之文、尚以不分明。故以『往生要集』而為先達、知浄土法門之冲微也」。以觀察為助業、以称名為正業、此義聊相違歟。

源空『選択集』は慧心僧都源信『往生要集』を何度も引用しているが、両書の義は同じなのか、という或問に『要決』は、「先師物語云」として「二期物語」第一条を略出し、源空は『往生要集』を先達として浄土法門の奥義を知ったとしつつも、観察を助業とし称名を正業とする『選択集』の義は『往生要集』のそれと聊か相違するだろう、とする。「以観察為助業」以下は同条に対応箇所がなく、明らかに『要決』の地の文である。「二期物語」第一条を援用しつつも異を唱えており、同条もまた源智由来のものだと考えられない。

自省とともに言えば、これまでの研究は源智をやや過大評価してきた嫌いが

ある。源智が源空愛弟の真観房感西に就いて学んだこと、最晩年の源空に常随給仕したこと、没後も源空への報恩謝徳の念が極めて篤実だったことなどは事実であろう。だが、それほど門弟であれば常随給仕するようになる前の事実もよく知っていたに違いない、などと臆断すべきでない。今岡が『浄土宗全書解題』（前掲）の「選択要決」項で書いた「著者源智は上人の晩年の門弟なり。……」〔四十八巻伝〕は「引用者註」上人の上足の弟子なるかの書振りなるも、事実此の人は、上人の末弟、幼稚の門弟たるにすぎず」という一文は注意されるべきものであった。

前項で述べた如く、『要決』第十決は、ある遺弟すなわち証空が『選択集』は上人の命により自分が要文を集めたものだと主張していたらしいことについて、その遺弟は四十年近く前の建久九年当時、年齢も才芸もなかつたためそのようなことは考えられないと述べた。ここで『要決』撰者は、自分は当時先師に近侍していたから虚偽だと知っているとか、先師愛弟から伝え聞いたから虚偽だと知っているとか述べず、その遺弟の年齢などからして考えられないという推測で決断している。これは、『要決』撰者の源智が『選択集』撰述時に源空に近侍しておらず、当時のことをよく知り得なかつたことによる誤った推測であろう³⁸。

以上によつて『要決』源智撰説が立証されたとすれば、同書と信寂との関係は如何に理解すべきであろうか。

前述の如く、良忠『決疑鈔』は『要決』の説を「有遺弟」のものとして引き、そして百年以上後に聖問『直牒』が「有遺弟」者、信寂房也」と註釈した。この問題についても、『要決』源智撰説の首唱者である義山に着目すべきである。やはり前述の如く、恵空『叢林記』追記の伝える「知恩院二有二本、有信寂房之序」という説は義山のものらしく、円智と義山は『画図翼賛』で源智について「撰『選択要決』。今在知恩院宝蔵」とした。また、義山の講説を高誉素中が筆録した『円光大師御伝随聞記』巻第四十三（以下、『御伝随聞記』と略す）は、信寂について

種性未詳。学匠ナリ。勢観房ノ『選択要決』ヲ校合セシ人也（伝ハ第六巻ニ出ス）。『直牒』ニ『選択要決』ヲ「信寂房ノ作」ト云ルモ是故也ルヘシ。

（一五才）

とする。これらを総合すると、『要決』に信寂が序を付けるなどした本（以下、「信寂本」と称す）が存在して、聖岡はそれを読んだため『要決』の説を信寂のものとして誤解したのでだろう、ということになる。

では、そのような信寂本『要決』は江戸中期、知恩院に実在したのであろうか。⁽³⁹⁾ 円智と義山は『画図翼賛』編纂のため知恩院に助力を懇請し、その『四十八巻伝』を閲覧していた。信寂本『要決』の同院現蔵を二人が確認したということは有り得る。しかし当時、自流や自坊の威を高めるため、宝蔵に貴書ありと虚説する者や誤解する者、盲信する者もいた。『要決』撰者を源智としたかった義山は知恩院に信寂本が現蔵されている、すなわち信寂は源智の『要決』に序を付けるなどしたただけだと虚説し、同院がそれを黙認したということもまた有り得ないであろう。

信寂本が当時知恩院に実在したかは未詳で断定できないものの、筆者は実在しただろうと推測する。もし義山が聖岡『直牒』の「有遺弟」者、信寂房也」を誤解と主張するために信寂本の存在を虚説したのであれば、『画図翼賛』でそう主張すべきであった。しかしそうせず、三年後の講説を弟子が筆録した『御伝随聞記』になって初めて「直牒」ニ『選択要決』ヲ「信寂房ノ作」ト云ルモ是故也ルヘシ」という推測が示される。もし弟子が筆録を残さなければ、義山の聖岡誤解説が伝わることはなかったであろう。そのため、義山が聖岡誤解説を主張するために信寂本を虚説したとは考え難い。

また、義山が信寂本を高く評価していたようにも見えない。共著『画図翼賛』は「修飾」と言い講録『御伝随聞記』は「校合」と言って表現はやや異なるものの、何れにせよ義山によれば、信寂はただ『要決』に序を付けただけでなく本文を一部改変したらしい。序にそう記されていたか、または恵空から入手した古体本と比較してそう判断したのであろう。義山は『画図翼賛』で信寂について「修飾」「選択要決」（源智上人作）、正門徒糺繆」（前引）とし、その修飾は同門の誤りを正すものだったとしている。だが、源智の原文を一部改変したらしき信寂本そのものは、義山にとって高く評価できるものでなかったと考えられる。

なお、この義山『画図翼賛』の説明を田中は「信寂が源智の作を修飾すと云ふのが大体変な話ではないか」と疑っていた。⁽⁴⁰⁾ しかし、これも有り得ないこと

でない。

『四十八巻伝』巻第四十三によれば、毘沙門堂明禅は源空没後に『選択集』を読んで帰服し、『述懐抄』一卷（成立時期未詳、亡佚）を作り「落書の体」すなわち匿名で信寂の草庵に送ったという（三六九頁）。何故明禅が同書を匿名で信寂に送ったかについて、同巻は「播磨国朝日山の信寂房は、上人面授の弟子なり。明恵上人『摧邪輪』といふ文をつくりて『選択集』を破せられたるを、この人破文をつくりて難者の非をあらはせり。〔…〕凡この人、内外典にあきらかなりき。さればにや」（三六八～九頁）という漠然とした推測を記すのみである。明禅がそうした理由は詳らかでないが、源智も同じことをしたのでなからうか。⁽⁴¹⁾ そして、匿名の『述懐抄』は後に明禅の作だと知られてしまったものの、匿名の『要決』は長らく源智の作だと知られなかったということは有り得よう。

結語

以上本論では、撰号のない『選択要決』の撰者について考察した。

『要決』は鎌倉時代に成立したが、流布するようになったのは江戸中期に真宗大谷派の恵空が古体本を発見して書写校合し、古体本を浄土宗鎮西義の義山に売り渡し、改竄本を遺弟祖巖が刊行してからである。当初は恵空と義山に宗派を越えた交流があったものの、義山が恵空から得たことを伏せ、また恵空も改竄以前の写本の存在を喧伝しなかった。江戸後期に真宗大谷派の了祥が写本を入手して『昨非鈔』で活用し、後に信寂撰説を唱えたことは重要であった。しかし、異説や写本が紹介されても十分に顧慮されなかった。

このような研究史を背景として、広川堯敏は真宗文献も参照して写本研究を進展させ、『要決』は源空死没から七十五年以上が経った後に良忠門流が作ったものだとする鎮徒偽撰説を唱えた。だが、その根拠として挙げられた同書の弁長著書との「一致」なるもの七つと良忠教学との「思想的な共通点」なるもの五つは、すべて薄弱である。また、『要決』は成立時期などを偽りながら偽の撰号を置かなかったということにもなり不審であるため、広川説は極めて従い難い。

義山が首唱した『要決』源智撰説は、その後に発見された『醍醐本』などによつて考えても妥当である。『要決』撰者が源空から面受したという『選択集』

生前非公開の敝命などは、明らかに源智見聞と一致する。また、『要決』が証空の『選択集』執筆説を建久九年時の年齢などによって決めたのは、撰者源智が源空に近侍するより前のことをよく知らなかったためであろう。疑いを挟みつつ「一期物語」第一条を援用した理由も同じだと考えられる。

信寂が序を付けて本文を校合なり修飾なりしたという信寂本『要決』は伝存していない。しかし、源智が匿名の『要決』を流布させるため、同書を信寂の許に送ったということは有り得よう。

これらのことから、『要決』は源智が嘉禎二年に撰述したものと見て疑いない。

註

本稿で用いた史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

『選択要決』：養樂寺本（広川堯敏「伝源智述『選択要決』の成立をめぐる諸問題（二）——その書誌学的検討——」、『大正大学研究紀要仏教学部文学部』七三、1988）。享保版『選択要決』、御伝随聞記：早稲田大学図書館蔵本。建暦二年十二月廿四日付源智願文：浄土宗出版編『法然上人聚英』（浄土宗・浄土宗宗務庁、2015）。『疑問答』、『決疑鈔』、『授手印』、『新扶選択報恩集』、『画図翼賛』、『直牒』、『徹選択』、『念仏三心要集』、『念仏名義集』、『秘鈔』、『扶選択正輪通義』、『文前綱義』：浄土宗全書（山喜房仏書林）。『昨非鈔』、『叢林記』：真宗大系（藏経書院）。『四十八巻伝』：中井真孝校注『新訂法然上人絵伝』（思文閣出版、2012）。『了祥師考』：河住玄『古本選択要決／一枚起請文異文攷』（欣求庵、1977）。『選択本願念仏集慶応乙丑記』：仏教大系選択集（仏教大系刊行会）。『醍醐本』：藤堂恭俊博士古稀記念会編『浄土宗典籍研究』資料篇（同朋舎出版、1988）。

(1) 『要決』は嘉禎三年（1237）成立とされることが多いが、その前年の成立であることは「了祥師考」（本論後述）と不背道人こと浅井法順「再び選択要決の作者に就て——松庵学兄に答ふ——」（『浄土教報』七四二、1907年四月八日付）、三田全信「勢観房の著作」（『改訂篇第八章第十八節、初出1936』、『浄土宗史の諸研究』改訂増補、山喜房仏書林、1980〔初版1959〕）が考証している。

『要決』第九決は源空について「去娑婆已送三三三三三三三三三」とし、第十決は『選択集』が撰述された建久九年（1198）について「算三歳月之積、向四十廻」とする。

「向」とは将に至らんとして未だ至らずの意である。仮に『要決』が嘉禎三年成立だとすると、すでに『選択集』撰述後四十年に至っているため「向」の意が通じなくなる。そのため、廿五年も四十年もともに基数でなく序数と見るべきであり、『要決』は源空没後第廿五年であり未だ『選択集』撰述後第四十年に至っていない年、すなわ

ち嘉禎二年に成立したと特定できる。

(2) なお、恵空『叢林記』追記にある割註「知恩院有一本有信寂房之序云々」を、石井教道は何故か「云々」二字を脱して引用し、「恵空は（…）自ら信寂序付の知恩院本を見たのであらう」と述べて推論を展開した（『選択集の研究註疏篇』、誠文堂新光社、1945、六頁）が、これは誤認である。

(3) 田中智肇「選択要決は朝日山信寂房の撰歟」、『浄土学』五・六、1933、四二〇頁。

(4) 信寂と播磨義については、園田香融「朝日山信寂と浄土宗播磨義——播磨念仏衆序説——」（『竹田聴洲博士還暦記念会編『日本宗教の歴史と民俗』、隆文館、1976）参照。

(5) 亡佚した信寂『慧命義』については、義山『画図翼賛』巻第五十七伝本第六「播磨信寂房」条などは高弁「摧邪輪」を「破」したものとす。しかし、同書を実見した了恵の『新扶選択報恩集』上巻と『扶選択正輪通義』はそれぞれ「会三高弁之邪輪乎」（五三三頁）「会三彼諸難」（五七八頁）と表現しているため、信寂は会通するに止まって論破するに及ばなかったであろう。また、『慧命義』の『四十八巻伝』巻第四十三所引佚文について、園田香融は「あざやかな論理を用いて明恵のするどい論難をよく対破している」ものの、「彼の反批判は、論理の切り返しにとどまり、思想の内実を問題とするにいたっていない。このあたりに、教相学者としての彼の限界が見出されるように思う」と評している（『朝日山信寂と浄土宗播磨義』「前掲」、一六六頁）。

(6) 広川堯敏は「了祥師考」を『選択集昨非鈔』の頭註から『選択要決』の内容や撰者問題に関する考証の箇所を抜き書きしたものとす（『選択要決』の書誌学的研究」〔第一篇第一章、初出1988〕、『鎌倉浄土教の研究』、文化書院、2014、一八四頁）が、これは誤認である。

(7) なお、「了祥師考」は第三の撰者候補として正信房湛空も挙げた。広川堯敏の言う如く「この湛空説を、その後となる学者は一人もいない」（『選択要決』の撰述問題）〔第一篇第二章、初出1987〕、『鎌倉浄土教の研究』「前掲」、二一八頁）が、その推測の根拠として挙げられたものの一つは注意されるべきである（本論後述）。

(8) なお、良忠は『疑問答』でも同説を「有遺弟云」として引用している（六二五頁）。

(9) 石井教道「選択集の研究註疏篇」（前掲）、四〇五頁。

(10) 石井教道「選択集の研究註疏篇」（前掲）、六頁。

(11) 不背道人「作者を誤られたる宗書（四）」、『浄土教報』七三三、1907年一月廿八日付。

(12) 松庵「選択要決の作者に就て」、『浄土教報』七三九、1907年三月十八日付。

(13) 不背道人「再び選択要決の作者に就て」（前掲）。

(14) 松庵「選択要決作者弁」、『浄土教報』七四四、1907年四月廿二日付。

(15) なお田中智肇は、同昭和八年に神興本『要決』を「選択要決の作者に就いて」（『浄土教報』二〇〇四、九月十日付）で紹介し、自写本の全文翻刻を予告していた。

(16) 田中智肇「選択要決は朝日山信寂房の撰歟」（前掲）、四三二頁。

(17) 三田全信「勢観房源智上人の史的考察」、「摩訶衍」一六、一九三六、一五四頁。なお三田は、『文前綱義』でなく、『経籍録』の原本なるものを用いて、筆者と同じ結論に至っていた。

(18) 三田全信「勢観房源智上人の史的考察」(前掲)、一五七頁。ただし三田は後年、同稿を収録した『浄土宗史の諸研究』(光念寺、一九五九)の第八章「勢観房源智について」で、「本書は直ちに勢観房の作とは断定し難いが、勢観房に密切な関連性のある著作であるとい得る」(二五七頁)と評価を変化させた(廿一年後の改訂版でも同じ)。

(19) 三田全信「勢観房源智上人の史的考察」(前掲)、一五四頁。

(20) なお石井教道は、同書で田中智肇説に言及しているが三田全信の同説批判に言及しておらず、また三田の批判した後人改変の『経籍録』を用いるなどしている。恐らく三田説を知らなかったのであろう。

(21) 養楽寺本『要決』は、昭和十二年に山田亮賢「妙音院了祥師並に其の学系調査報告」(『宗学研究』一四)が紹介してその奥書を翻刻し、四十二年刊行の『国書総目録』第五卷(岩波書店)にも著録された。

(22) なお、広川堯敏による養楽寺本『要決』の翻刻公表から十一年前の昭和五十二年、すでに在家篤信者の河住玄が『古本選択要決』(欣求庵)を謄写私印していた。同書は田中智肇の全文翻刻を転載して書き下し(二一―五四頁)、自分の誤写を正誤表で訂正し(五五―六頁)、養楽寺本と田中翻刻との校勘記を付録し(七七―八七頁)、同本の「了祥師考」も転載している(八八―九二頁)。この河住「古本選択要決」は、奥付によれば卅部限定で印行されたものだという。同書に言及した先行研究は見出されず、存在も殆んど知られてこなかったのであろう。今日、少なくとも栃木県立図書館と仏教大学付属図書館、大谷大学図書館に架蔵されているらしい。

(23) 広川堯敏「伝源智述『選択要決』における西山義批判」、福原隆善先生古稀記念会事務局編『仏法僧論集』二、山喜房仏書林、2013、六八九頁。

(24) なお「了祥師考」は、証空の撰号がある『選択密要決』五卷(成立時期未詳)と『選択密要決』で書名が近似することに着目して、斯く述べた。『選択密要決』は証空「選択密要決」から「密」字を省いて書名とすることで、西山義を決する書としての微意を示した、と。しかし、『選択密要決』は偽書でないかと江戸中期から疑われており、今日では偽書であることが殆んど確定している(吉良潤・福田順学・加藤義諦「三十八巻鈔」は本山義開祖康空示導の著)『深草教学九、一九八九』や大塚霊雲「選択密要決」の諸問題「『西山学会年報』八、一九九八」参照。

恐らく「了祥師考」の推測とは逆で、西山義を決する『選択密要決』に対抗するため、そして流祖証空に善導「観無量寿経疏」の末書が多くありながら源空「選択密要決」のそれが一つもないため、門流が「密」字を加えた書名の「選択密要決」を偽作したと考えるべきであろう。同書巻第一「題目事」が「選択集」について「此集以三口伝、可見之書也。暗見之者、無相伝之輩、迷其元意、無覺其意趣之人、歟」(二四七頁)とし、口伝により『選択集』を讀解すべきだと強調したことは、口伝よりも

『選択密要決』 撰者弁証

文義によって同書を擁護顕彰した『選択密要決』に対抗するためのものと見得る。

(25) 広川堯敏「選択密要決」の撰述問題」(前掲、二二二―二二六頁)、同「伝源智述『選択密要決』における西山義批判」(前掲、六八七―六八八頁)。

(26) 広川堯敏の所謂「一致」七つと「思想的な共通点」五つは、『選択密要決』の撰述問題」(前掲、二二二―二二三頁)の第三節「『選択密要決』と聖光教学」と次節「『選択密要決』と良忠教学」で列挙されている。該当箇所を検出することは容易であるため、本項ではその頁数を省いて記さない。

(27) やや極端な例かも知れないが、周知の如く源空生前に興福寺が、没後に延暦寺がそれぞれ奏状を捧げ、ともに源空は師資相承がないからその浄土立宗は不当だと弾指した。しかしだからと言って、南都北嶺の提出した奏状二通の作者が同一だったとかいうことにならないであろう。不背道人こと浅井法順も「再び選択密要決の作者に就て」(前掲)で、「主義信仰同一なればとて直ちに其人の作物なりと断するは未だし(たとへば念仏授手印等に明す所勢観房の主義と一致するも同師の作といふ可らざるが如し)」と述べていた。

(28) 源智は、源空没後十一箇月の建暦二年十二月廿四日付願文で斯く述べていた。
恩山尤高教道之恩、徳海尤深嚴訓之徳。〔…〕偏我師上人恩徳也。粉骨曠劫難謝、抜眼多生豈報乎。

源空からの教道嚴訓の恩徳は、曠劫に骨を粉にしても謝し難く、多生に眼を抜いても報じ得ない、と。伊藤唯真のように、ここですでに「法然の絶対者化が始まっていた」とも言ひ得る(「源智と法然教団」、「仏教文化研究」二八、一九八三、五二頁)。斯かる源智であれば、廿四年後に『要決』で源空の恩は釈迦のそれの如く重いと述べることは十分に有り得る。

(29) この問題に関連して広川は、『醍醐本』第三篇「廿七法語」の「平生臨終事」条に「於平生念仏」「往生不定」思、臨終念仏又以不定也。以平生念仏「決定」思、臨終又以決定也云々(四一ウ)とあり、また第五篇「御臨終日記」に「御手付五色糸、可令執之給」之由勸者、「如此事者是大様事也」云、終不取(四九ウ)とあることを指摘する。そして、「師法然は臨終念仏よりも平生念仏の方を重視し、自身の臨終に際してもなら臨終行儀を行なわなかった、というのである」と解釈し、臨終を重んじる『要決』と矛盾があるとする。

だが、前者は臨終念仏で決定往生するためには平生念仏でも決定と思わなければならぬとするものであり、後者もまた臨終の正念を重んじないというものでない。しかも、殊に前者は源智由来のものか疑わしいため、比較対象に用いるべきでない。

(30) 良忠の師の弁長には『要決』を讀んだ形跡がない。弁長は嘉禎四年に鎮西で没したため、源智が二年前に京師で撰述した同書を読む機会がなかったのであろう。また、『要決』には弁長への批判らしき箇所が全く見えない。これは当時源智が弁長の最新説を知り得なかったためであろう。

しかし良忠は、『要決』を讀み得たであろう。深貝慈孝は良忠について「恐らく宝治二年(一二四八)の上洛の際に、法然の遺弟衆を歴訪して、〔…〕諸弟子間に伝え

られていた法然の遺語、遺文に数多く触れることができたのであろう」と推測する
 (『勢観上人の音信』と『源智の書状』について——続考——)、『仏教文化研究』三三、
 1988、二八頁。

(31) この『要決』と良忠教学の「思想的な共通点」なるものの第三で、広川は『要決』
 第七難に「此集以行者之功為往生之行、未明正因正行法門」とあることについて
 「正因正行法門」とは西山義そのものをあらわしている。「正因正行の法門
 とは証空において中・後期の著作である『他筆鈔』にもつばら説かれる思想である。
 「正因正行法門」の終講年時は不明であるが、「正因正行法門」が成立し
 ていたとしても、西山派とは流派を異にし、対立関係にあった源智(紫野門徒)が直
 ちに入手し、披読し、自著に引用できたであろうか。疑問の余地があることを指摘し
 ておきたい」ともする。しかし、源智と証空は嘉禎二年当時ともに京師におり、異流
 ではあっても特別な敵対関係になかった。たとえ『他筆鈔』を見ても、近年
 証空が斯く説いているらしいと仄聞することは不可能でなかったろう。そのため、
 広川のように「疑問の余地がある」とは言い得ても、源智非撰説の根拠としては薄弱
 である。

また広川は、『要決』同決と『醍醐本』第二篇「十一問答」第三条で雅行観が一致
 しないとする。しかし、広川も両者の「関係が今一つはつきりしない」と認める如く、
 やはり根拠として薄弱である。

(32) 上田良準「選択集草稿本第三筆は西山上人証空」、『印度学仏教学研究』三〇、二、
 1982。上田は当時、国立京都博物館資料室長であった古筆研究家の木下政雄にも
 比較写真を見せ、「同筆相違なき由の支持」を得たという(五八二頁)。また、同「選
 択本願念仏集」と西山上人証空——勸文、執筆の事実と『選択密要決』撰述の真否
 ——(石田充之博士古稀記念論文集刊行会編『浄土教の研究』、永田文昌堂、198
 2)や同「選択集」草稿本第三筆は西山上人証空(『西山学報』三二、1984)
 参照。

(33) 本文前述の如く、良忠「決疑鈔」は広略二本の由来説明をある遺弟の説とする。良
 忠が師の名を伏せて引用したとは考えられないため、『要決』撰者が弁長だといふこ
 とは有り得ない。ただし、仮に『要決』が良忠門流の偽作であれば、第十決の広略二
 本の由来説明を良忠「決疑鈔」と同じくある遺弟のものとして表記するだけで、同書を弁
 長の遺著と偽ることが出来たであろう。

(34) 三田全信「勢観房の著作」(前掲、二五七―八頁)、深貝慈孝「勢観房源智の著書に
 ついての一考察」(竹中信常・水谷幸正編『法然浄土教の総合的研究』、山喜房仏書林、
 1984、二六六―七四頁)。「一期物語」と『要決』の共通箇所を三田は三つ指摘し、
 深貝はこれに五つを加えた。ただし本論で後述するように、その幾つかは『要決』源
 智撰説の根拠として用い難い。

広川堯敏は三田と深貝について「両氏ともに『醍醐本』との類似点は指摘するが、
 相違点についてはなんら言及していない」と批判する(『選択要決』の撰述問題)「第
 二篇第二章、初出1987」、『鎌倉浄土教の研究』、文化書院、2014、二二八頁

が、斯く言う広川も何故『要決』に『醍醐本』との同文箇所が複数あるかについて説
 明していない。なお、もし源智門流か合流後の鎮西流が『要決』を偽作し、源智の書
 と信じさせるためにその見聞を多用したのであれば、必ずや源智の撰号を置いていた
 であろう。そのため、そのような仮定は成立しない。

(35) 拙稿「選択本願念仏集」と初期浄土宗——形見から初学書、そして付法書へ——
 (『仏教学研究』六二、二、2020)参照。

(36) 嘉祿三年(1227)に山門が破却した大谷廟堂を、源智が文暦元年(1234)
 に再興したという確証はない。だが同年は、源空に帰依した九条兼実孫の道家が六歳
 の四条帝の外祖父、そして十七歳の鎌倉将軍頼朝の父として朝廷に威を揮っていた。
 源智の勸進能力は、玉桂寺の弥陀立像胎内から発見された彫大な結縁交名が証明して
 いる。そのため、同年の源智による大谷再興は有り得る。

(37) 拙稿「醍醐本『法然上人伝記』の成立過程——篇題や識語などに着目して——」(『浄
 土学』五六、2019)参照。

(38) 了祥「昨非鈔」巻第二は『要決』第十決について「常随上足ノ源智、年齢才芸ヲ推
 テ勸文談義ノ事ヲ難スル者、大ニタノミアリ」(二〇四頁)と述べたが、誤りであろう。

(39) 知恩院にあったという『要決』について、不背道人こと浅井法順は「作者を誤られ
 たる宗書(四)(前掲)で「此本は延宝二年院主万無上人の寄付にかゝり勢観房の自
 筆と称す、惜哉何れの頃か紛失して所在を知らず」とした。何か根拠があつての記述
 らしいが、その根拠が何であつたかは未詳。

(40) 田中智肇「選択要決は朝日山信寂房の撰歟」(前掲、四二四頁)。

(41) 想像を逞しくするに、明禪も源智も匿名の自著を信寂縁由で流布させようとしたの
 でなかろうか。たとえ匿名の書であっても自ら流布させると、後日その流布経路を
 遡って撰者が特定されてしまうかも知れない。そのため「述懐抄」なり『要決』なり
 を匿名で信寂に送り、読んで賛同した信寂が自分の代わりに流布させることを期待し
 ていたとも考えられる。

付記 本稿は、令和二年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。

追記 筆者は昨夏、本稿の執筆過程で佛敎大学附属図書館の浄敎寺文庫に学界未知の『要
 決』写本があることを知り、複写物を請求して入手した。そして、この浄敎寺本は書
 写奥書がないものの善本だと考えるに至った。来年度中に、同本について研究会で紹
 介分析し、また同本を利用した『要決』の校本を研究誌で公表する予定である。す
 でに佛敎大学附属図書館からは翻刻掲載の許可を取得している。